

入院期間が180日を超える入院に関して

同一の傷病で180日を超えて長期に入院される場合、通常の入院料の一部負担とは別に選定療養費として入院基本料の15%を患者様に負担して頂くことになりました。

180日を超える入院期間については、当院での入院期間だけでなく、3ヶ月以内に同一の傷病で他の医療機関に入院された期間も含まれますので、入院時に入院履歴をご申告下さい。また、「退院証明書」等をお持ちの場合は必ずご提出ください。尚、病状等により免除される場合もありますので、ご質問等、ご不明な点がございましたら医事課までお尋ねください。

選定療養費

1日につき

2110円